

平成 27 年度 五泉市農業委員会活動計画

東日本大震災の発生から 4 年を経過したものの、東京電力原発事故災害での放射能除染による生活の再建や営農の再開等いまだ進まない復旧に加え、農業分野では自然災害の多発、米をはじめとした農産物の価格低下、加えて消費不振等により、厳しい状況が続いています。さらに農産物貿易自由化等の動きも不透明であり、農業経営の先行き不安と動揺が拡大しています。

政府は、昨年度末に新たな食料・農業・農村基本計画を策定し、食料自給率を 2025 年度に 45%に引き下げる見直しや農政改革の基本的な視点などを盛り込み、今後 10 年で担い手が農地の 8 割を利用する農業構造を目指し、この実現のため、農業委員会が行う農地利用意向調査等を通じて、貸し手を探し、農地中間管理機構が利用調整を行うことが求められています。また、農地台帳システムの稼働により、農地の貸借と利用集積が加速されることが期待され、高齢化が進む中、新規就農者の農業参入を促進することは必須の取り組みとされております。

農業委員会制度については、農協や農業生産法人の改革と併せて行うとされ、農地利用の最適化を推進する観点から、農業委員の選出方法を公選制から市町村長の選任制に変更するとともに、新たに農地利用最適化推進員(仮称)を設ける等、大幅な改革が進められようとしています。

また、政府は、交渉を続けてきた T P P 参加交渉については早期妥結に向けて精力的に交渉を進めているとの報道ですが、農産物関税の大幅削減、アメリカ産米の輸入増加などを検討していると伝えられており、国会決議の遵守を求め続けている我々としては、到底承服できる状況にはありません。今後とも交渉経過を注視していかなければなりません。

これらのことを踏まえ、五泉市農業委員会は、五泉市農業の発展のため地域の担い手の確保と優良農地の確保・有効利用を進める活動に重点をおき、業務を適正に進めるとともに、関係する機関・団体等と連携を図ります。

そして、農業者の立場に立った相談・指導を積極的に実施し、委員会活動を広くアピールする「目に見える活動」の実践に向けた取り組みを推進し、積極的な情報発信に努め、農業者の公的代表組織としての役割を果たすべく努めてまいります。

以下、項目ごとに次の取り組みを行います。

I 農地関係業務について

1 農地銀行活動事業

優良農地の確保、認定農業者等の効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手の育成・確保により、農地の有効利用を進める必要があり、そのための農地の権利移動や適正な管理が行わなければなりません。

そのため、市の基本構想を踏まえた農業構造の確立と農地流動化の推進に向けて、次の事項を実施します。

- ① 農地制度の目的である農地の確保と効率的な利用の推進を図る。
- ② 農地法等の円滑かつ適正な執行と法令審議の透明性確保に向けた取り組み、並びに優良農地の確保と有効利用に向けた活動を行う。
- ③ 今後とも「人・農地プラン」策定・実施にあたり、市農林課と連携・協力を行う。
- ④ 農地移動に関するあっせん・仲介の実施。
- ⑤ 農地中間管理機構を通じた農地の集積及び遊休農地対策に取り組む。

2 農地の保全と確保

農業所得の大幅な減少・経費の増大、農業者の高齢化と後継者不足、兼業化などによる農業経営の環境悪化や、経営の縮小等から荒廃農地が拡大化する傾向にあり、地域の環境保全の面からも「かけがえのない農地を守り・活かして、農業の活性化を図る」ために、次の事項を実施します。

① 無断転用等の対策

農地の無断転用を防止するため、農業委員が日常的に担当地区を巡視して、疑義のある場合には適切な指導をするとともに、毎月の農地パトロール並びに農地パトロール月間を基本として集中的な農地の点検活動を行い、回避・解消に努めます。悪質な転用者については厳正な対応を行います。

② 遊休農地・耕作放棄地の発生防止と解消

農業環境の悪化から、平坦地の優良農地区域にも荒廃農地が見受けられるようになり、遊休農地・耕作放棄地が拡大しつつあります。農業公害遊休農地対策委員会を中心として、市農林課及び関係農業団体と連携・協力し、農地利用状況調査を実施し、実態把握に努めます。その後、全農業委員による所有者に対する指導、貸借・売買の相談等に応じ、地域の農業者の協力を得ながら、遊休農地の発生防止と解消に努めます。なお、農地中間管理事業の取り組み・手法も活用していきます。

③ 農地台帳の法定化に伴う管理と公表

台帳確認及び現況調査等を踏まえ、農地・農業者に関する情報の管理と公表を適正に行います。

④ 農地利用の調整と適正化

農地の有効利用促進を図るため、当事者間で協議が成立しない案件等については仲介を進め、法手続きによる契約を行うよう指導を行います。

また、これまで担ってきた農地の利用調整活動に加え、関係団体と連携し

た面的集積に向けた活動の展開を図ります。

⑤ 賃借料情報の提供活動

農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう地域の実勢を踏まえた賃借料情報の提供及び公表を行います。

⑥ 新規就農・企業参入対応

農業を生業(なりわい)とするために、個人が新規就農、また、企業が農業に参入することに関して、農業経営計画を審査・指導することによって、遊休農地解消や地域農業の活性化につなげます。

企業参入では、国の規制改革において要件の緩和が論じられていますが、地域農業への影響を避けることは不可欠であり、注視しながら対応をまいります。

また、農地法の下限面積を当市では、生業という位置付けから別段面積を設けずに市内一律50a以上としており、これに適合しない事案に関しては、その都度協議してまいります。

II 農政関係業務について

1 担い手確保・育成対策

地域の担い手確保には、経営の安定が重要であり、一定規模の要件や所得要件が必要となりますが、そのための課題・問題等もあることから、これらを解決・支援するため、次の事項を実施します。

① 農地集積事業の推進

農業経営の高度化・効率化のため、農地の流動化推進・遊休農地の解消や受け手のリスク軽減など農業委員の役割発揮を図り、農地の有効利用・集積に努めます。

② 意見・情報の収集と反映

農業経営後継者対策委員会活動等を中心に、地域の担い手・青年後継者や認定農業者及び女性農業者、併せて関係団体等との意見・情報交換を通して、共に課題や問題の共有化を図り、その解決に取り組みます。なお、意見・要望は、委員会の議論を経て、建議、活動計画、予算要望へつなげます。

③ 市長建議の実施

地域農業の振興及び農家経営の安定を図るため、農地の有効利用等意見集約の上、実施していきます。

2 農業公害対策

農業生産活動や農村地域に有害である公害・鳥獣被害の発生について、日頃の委員活動による情報収集や農業公害遊休農地対策委員会による巡回監視に努め、関係機関と連携し、発生の未然防止と発生時の対応を図ります。

3 情報活動の推進

農業情報の周知のため、パンフレットの配布や優良図書のお知らせ、系統機関紙である全国農業新聞の購読者の拡大と確保を図るとともに、農業委員会だより編集委員会活動を通して、農業委員会の活動内容や情報伝達並びに身近な地域農業情報の提供策として「農業委員会だより」の年3回発行の継続を行います。併せて、市のホームページを活用し、業務内容や農業委員会の活動等を広く情報発信します。

4 研修会等の開催・参加

農業情勢の変化に対応するため、委員研修を開催し、併せて関係団体・機関と連携を図り、権利・制度並びに農業・農村の環境保全を目的とした研修会へ参加します。

5 女性農業者支援

女性農業者の果たす役割は極めて重要であり、その経営能力を発揮する機会は今後一層増大し、地域活性化の原動力であります。その経営能力を生かすためにも家族経営協定の締結や直販所及びインショップ形式の販売の浸透などが進む中、その支援策について積極的に検討します。

Ⅲ 農業者年金業務について

農業者の老後の安定、農業経営の若返りなどに農業者年金制度は寄与してきました。被保険者や受給者に対する日常的な相談活動及び受給予定者への巡回相談を実施し、安定的な制度の堅持に向けて取り組みを行なっております。

今後とも、老後の生活安定のため、年金制度の更なる周知普及に努め、農業者の理解を得ながら、農業協同組合等とも連携し、加入推進を図っていきます。

Ⅳ 組織体制の整備

農業委員会制度の改革については、1月下旬に開会した第189回通常国会において、農協、農業委員会、農業生産法人の改革を行うとしています。検討内容では、農地利用の最適化を推進する観点から、農業委員の選出方法を公選制から市町村長の選任制とするとともに、新たに農地利用最適化推進員(仮称)を設けることとしており、制度の詳細については、現在農林水産省で詰められています。

農業委員会は、これまでも時代の変化に対応しつつ、独立した行政委員会として、農地と地域農業の維持・発展に取り組んできました。今後とも、地域に根ざした農業委員会・農業委員が役割・機能を十分に果たしていけるよう努めてまいります。